

## 平成27年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成27年3月5日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成27年3月5日（午前9時00分）

出席議員	1番 岡村 広彦	2番 舟瀬 勝	3番 登 喜三雄
	4番 濱岡 裕之	5番 牧 幸作	6番 木本タエ子
	7番 八木 淳	8番 芝山 延男	9番 中森 慰
	10番 福井 秀治	11番 中井 利正	12番 中村 忠彦

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	副 町 長	縄手 一郎
総 務 課 長	西岡 一義	総務課防災担当課長	中川美知彦
政策調整室長	中井 宏明	税務住民課長	山下 弘文
福祉保健課長	中井 均	生活環境課長	中西 章
産業振興課長	八木 一夫	建 設 課 長	北村 晴紀
会計管理者兼出納室長	岡村 哲也	教育委員会教育長	藤田 心作
教育委員会事務局長	中西 力		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	中川 知央	書 記	大谷 悦正

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第1号～議案第30号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第1号～議案第30号）
- 日程第6 質疑（議案第1号～議案第30号）
- 日程第7 常任委員会付託（議案第1号～議案第29号）
- 日程第8 採決（議案第30号）

### 上程議案

議案第1号	平成27年度	度会町一般会計予算
議案第2号	平成27年度	度会町国民健康保険特別会計予算
議案第3号	平成27年度	度会町簡易水道事業特別会計予算
議案第4号	平成27年度	度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第5号	平成27年度	度会町介護保険特別会計予算
議案第6号	平成27年度	度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算
議案第7号	平成27年度	度会町後期高齢者医療特別会計予算
議案第8号	平成26年度	度会町一般会計補正予算（第6号）
議案第9号	平成26年度	度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第10号	平成26年度	度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第11号	平成26年度	度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第12号	度会町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例について	
議案第13号	度会町課設置条例の一部を改正する条例について	
議案第14号	度会町行政手続条例の一部を改正する条例について	
議案第15号	度会町税条例の一部を改正する条例について	
議案第16号	度会町手数料徴収条例及び度会町火入れに関する条例の一部を改正する条例について	
議案第17号	度会町国民健康保険保険給付費等支払資金運用基金条例の一部を改正する条例について	
議案第18号	度会町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例について	
議案第19号	度会町いじめ問題対策連絡協議会条例について	
議案第20号	度会町いじめ対策審議会条例について	
議案第21号	度会町いじめ調査委員会条例について	
議案第22号	度会町保育条例の一部を改正する条例について	
議案第23号	度会町介護保険条例の一部を改正する条例について	
議案第24号	度会町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第25号	度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第26号	度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第27号	度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について	

議案第28号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

議案第29号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について

議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

## ◎開会の宣告

(9時7分)

○議長(中村 忠彦) ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、平成27年第1回度会町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

## ◎会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、議長において指名いたします。

9番 中森 慰 議員

10番 福井 秀治 議員

## ◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期、定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から3月13日までの9日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

## ◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成26年11月分、12月分及び平成27年1月分の出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部については、事務局において御高覧いただきたいと思います。

次に、今期定例会の議事説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表にして、お手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

## ◎議案の上程（議案第1号～議案第30号）

日程第4 本日、町長より提出されました議案第1号から議案30号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により一括上程し、議題といたします。

## ◎提案理由の説明（議案第1号～議案第30号）

日程第5 それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

### ○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。

平成27年第1回度会町議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かと御多忙の中を御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

月日が経つのは非常に早いもので、平成26年度も、残すところあと1カ月となりました。小学校、中学校におきましては、間もなく卒業式が挙行される運びになりまして、子供たちは、一段と成長して、新たな旅立ちを迎えようとしております。

私も、町長としての任期は、残すところ3カ月余りとなり、住民の皆様方に対して、間もなく私自身の決断の時期を迎えようとしています。

私は、町議会議員の経験はあるものの、行政経験はないことから、民間からの町長として、平成19年に就任以来、皆様方の御指導や御協力のもと町民の皆様方から多々の御要望もいただき、それに応えるべく、執行部、また職員の皆さんとともに、力を合わせながら、また、町議会議員の皆さんの御協力のもとに、良好な関係を保っていただきながら、山積する課題の解決に向け、微力ながら全力を尽くしてまいりました。

振り返りますと、就任当初から町内にとどまらず、近隣市町の首長との情報交換など、交友信頼関係の構築に努め、町民の皆様方からの直接御意見を伺うために実施しました、3回にわたった「ふれあいトーク」で得た貴重な御意見も町政に反映しながら町の課題の研究、分析、また解決方法の模索に取り組みながら、まだ道半ばでございますが、一步一步着実に実行したさまざまな施策によりまして、最低限度の課題は解決できたと思っております。

国が創設をしました臨時交付金制度のタイミングと、また町が計画をしました諸施策実行の時期と重なり、うまい具合に林道舗装改良、あるいは、誘客のために取り組んだ宮リバー度会パークの再整備、また、子供たちの教育環境づくり推進としての度会小学校、中学校のグラウンド整備が完成をいたしました。

また、度会中学校のテニスコートも間もなく整備が完成し、クラブ活動などで利用しやすい施設として、子供たちに今まで以上に、利活用していただけるものと確信をしております。

また、町単独の事業の中におきましても、農地の荒廃地化防止のための取り組みでブルーベリーの施策も徐々にではございますが、小さいながら実を結ぼうとしております。

今となりましては、県の補助金がございます小学校、中学生の福祉医療費無料化にも、町議会議員の皆様方の御理解をいただきまして、いち早く実施することができました。

また、民間事業ではありますが、町の豊かな自然を利用し、開発と保全のバランスを、重視しながら推進しています風力発電事業につきましても、平成29年の運転開始を目指す建設工事に着手され、企業による地域の貢献も、関係地域だけにとどまらず、今後、広がりを見せようとしております。

何分、脆弱な財政基盤の度会町ではございますが、一步一步着実に歩んでいます。

私に託されました期間は、あとわずかでございますが、初心を忘れることなく、ウサギの気概と亀の心境で、身の丈相応のまちづくりの理念に基づき、安全・安心で暮らしやすいまちの実現を目指して、なお、一層努力をしてみたいと思いますので、どうぞ、また一つよろしく願いいたします。

さて、今期定例会に御提案をいたしました議案は、予算関係11件、条例関係17件、その他2件の30議案でございます。

それでは、議案第1号「平成27年度度会町一般会計予算」について、御説明をいたします。

任期満了を間近に控え、「骨格予算」として編成をいたしておりますが、経常経費に加え、簡易水道統合事業を主とする継続事業、小・中学校の地震対策事業のように、夏季休業中などの施工を目指すものなど、年度当初から実施する必要のある、喫緊の課題解決等に要する費用について計上いたしておりますために、平成27年度の予算規模は、35億4,100万5,000円で、前年度当初比に比べますと、6%の増となっております。

まず、歳入予算について順を追って、御説明いたします。

款1の町税は税制改正や景気の影響、また近年の実績を勘案して、対前年度909万1,000円増の6億9,220万2,000円を計上いたしております。

11ページの項1町民税の個人町民税につきましても、度会町の納税義務者の減少を勘案しまして、対前年度200万円減の3億2,920万円を計上いたし、項2固定資産税におきましても、土地・家屋及び償却資産に大幅な異動の見込みがあり対前年度900万円増の2億7,520万円を計上をしております。

12ページ、項4の町たばこ税につきましても、前年度270万円増の4,370万円の計上をいたしております。

次に、款2の地方譲与税ですが、項2自動車重量譲与税については、国内自動車

販売の動向を反映した地方財政計画などから、対前年度220万円減の2,340万円を計上しております。

続きまして、13ページの款3の利子割交付金につきましては、地方財政計画などから、対前年度70万円減の200万円を見込んでおります。

次に、款4の配当割交付金、款5の株式等譲渡所得割交付金につきましては、昨今の景気回復基調から増額見込みをし、それぞれ420万円と、230万円を計上いたし、款6地方消費税交付金につきましては、新たに社会保障財源分1,520万円を含み、対前年度2,430万円増の9,230万円を計上し、14ページ款7の自動車取得税交付金につきましては、対前年度180万円増の840万円を計上いたしております。

款8の地方特例交付金につきましては、個人住民税における、いわゆる住宅ローン控除に伴う地方税の減収額を補填するために交付されるもので、対前年度103万円減の237万円を見込んでいます。

次に、度会町が歳入において大きく依存する款9の地方交付税につきましては、地方財政計画が交付税の総枠を対前年度比マイナス6%としておりますので、普通交付税13億7,000万円と特別交付税は、当初1,000万円と見込み、対前年度2,000万円減の13億8,000万円を計上いたしております。

15ページの款11の分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金では、保育所保護者の負担金や、児童クラブ利用者負担金など、施設利用者の増加などに伴い対前年度92万円増の5,912万2,000円と見込んでおります。項2分担金には、牧戸揚水機場整備関係分として、42万2,000円を、新たに計上をいたしております。

16ページ、款12の使用料及び手数料は、項1使用料につきましては、町道道路占用料及び遊水プール鏡、並びに町営住宅の使用料など2,077万3,000円、項2の手数料では、窓口の諸証明手数料及び美化センターのごみ処理手数料として、450万2,000円を見込んでおります。

次の17ページ、款13の国庫支出金では、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金には、節1の社会福祉総務費負担金に国民健康保険保険基盤安定負担金をはじめ、節2障害福祉費負担金に介護給付費負担金などを、また、節3に児童措置費負担金として3歳未満被用者児童手当負担金などを合わせて1億3,578万8,000円を計上いたしております。

項2の国庫補助金では、目1総務費国庫補助金に、住宅耐震関係補助金及びマイナンバー制度の1,610万5,000円を、目2民生費国庫補助金に、障がい者を対象とする地域生活支援事業補助金など2,707万円。

次の18ページの目3衛生費国庫補助金には、浄化槽設置促進のための循環型社会形成推進交付金など605万4,000円を、目4農林水産事業費国庫補助金には、節1に美しい森林づくり基盤整備交付金と、節2に多面的機能支払金を合わせて、1,161

万8,000円を計上しています。多面的機能支払交付金は、その名称を農地水環境保全向上対策交付金としていましたので、国の交付金の制度の変更に伴って、名称変更をいたしたものでございます。

目5 土木費国庫補助金では、節1に社会資本整備総合交付金と、節2に町営住宅城山団地の家賃に補填される地域住宅交付金を合わせて986万6,000円を、目6の教育費国庫補助金では、小・中学校の校舎などの防災機能の向上を図るための補助金など1,981万円を計上しております。

19ページの款14の県支出金、項1 県負担金につきましては、8,345万6,000円を計上しております。

次に、20ページの項2 県補助金では、目4 農林水産業費県補助金に、新規なものとして、節3 農業振興費補助金に和井野頭首工整備計画策定に係る基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業補助金を計上いたしておりますことからなど、対前年度は2,268万3,000円を増額の予算として提示をしております。

続きまして、23ページの款16 寄附金、項1 寄附金、目2 ふるさと寄附金では、本年度の実績から、目標を大きく設定し500万円を計上しております。

次に、款17 繰入金、項2 基金繰入金につきましては、対前年度1億4,054万5,000円増の5億4,200万円を計上いたしております。財政調整基金は、例年15億円を下回らない範囲で推移をしておりましたが、平成26年度決算で14億円台の見込みになる予定でございます。平成27年度は、4億円を超える簡易水道特別会計への繰出金に対応するために、目1の財政調整基金繰入金として2億5,000万円の基金の繰り入れを行うものでございます。

次に、24ページの見7 町債管理基金繰入金についてでございますが、町債管理基金も、財政調整基金同様、本年度を最終年度とした集中的に実施する簡易水道統合整備事業実施のために簡易水道特別会計に係る繰出金への対応及び、2億5,000万円に迫る町債の元金償還金に充当するため、町債管理基金条例によりまして、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、町債の償還の財源に充てることができるようになっておりますので、2億円の基金繰り入れを行うものでございます。

次の款18の繰越金につきましては、平成26年度繰越金3,029万4,000円を計上しております。

次に、25ページ、款19 諸収入、項3 雑入には、節1 総務費雑入に、オータムジャンボ宝くじ収益分配金500万円を計上したことなどから、対前年度646万9,000円増の6,226万9,000円を計上しております。

次に、26ページの款20 町債、項1 町債、目4 臨時財政対策債につきましては、御案内のとおり地方債の一種で、国において地方交付税として交付すべき財源が不足

する場合に、交付額を減額するかわりとして各自治体に地方債を発行させる制度で、その償還分は全額、後年度の地方交付税で措置をされますが、平成27年度は、アベノミクスによる地方税の増収に伴いまして、臨時財政対策債の発行が大幅に抑制される見込みであることから、昨年実績より11.6%の減として予算化をしております。

次の目8教育債におきましては、小学校、中学校の校舎などの防災機能の向上を図るために、全国防災事業債として4,100万円計上しております。

以上が、歳入の内容説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の概要について、目的順に御説明を申し上げます。

まず初めに、一般会計の各科目に計上いたしております職員の給与費の所要総額は、80名5億449万9,000円といたしております。

なお、職員の給与費等明細書を本予算書の末尾92ページから97ページに掲げておりますので、御高覧を賜りたいと存じます。

27ページの款1議会費でございますが、平成27年度には議員定数が1名減の11名となりますことなどの要因があり、対前年度49万6,000円減の7,309万9,000円を計上し、議会運営活動費に係る関係経費といたしております。

次の款2総務費の予算計上額は、対前年度404万2,000円増の4億6,652万7,000円で、予算における構成比が13.2%となっております。このうち目1の一般管理費では、差し引きして対前年度850万2,000円を増額し、1億9,740万3,000円をもって、特別職、総務課及び出納室に関する経費を計上しております。

この主な増額の要因としましては、節13委託料のマイナンバー制度により必要となります社会保障・税番号制度支援委託料によるものでございます。

30ページからの目2文書広報費では、予算額1,472万3,000円により広報わたらいの発行や町条例データベースの更新を行ってまいります。対前年度480万7,000円増の主な要因は、節13の委託料マイナンバー制度導入に伴う例規の整備支援と行政不服審査法改正支援業務に伴い要する経費でございます。

31ページ、目4の財産管理費では、役場庁舎や公用車の維持管理経費など4,399万8,000円を計上いたしました。このうち節13の委託料に固定資産台帳整備業務委託料を、平成26年度の補正による予算処置に引き続き、平成27年度は当初予算から計上いたしました。作業員の賃金を精査し所定の科目に計上しましたことから対前年度853万1,000円の減額を計上いたしております。

次の33ページ、目5企画費には、各種行政システムの保守管理料や行政チャンネル利用料のほか、第6次度会町総合計画後期基本計画策定に要する費用など、合わせて3,784万1,000円を計上いたしております。

なお、インターネットサーバー等の更新業務が終了しますことから、前年度に対しては減額の予算となっております。



34ページの目6 地方バス路線維持対策費には、自主運行バスとして位置づけする役場から田口・注連指行及び田間行き、並びに、1日2便の南中村行きの地方バス路線の運行委託料など2,584万8,000円を計上いたしております。

なお、川口から役場までを結ぶ町営バスの運行経費につきましては、国の交付金を充当すべく別途計上することといたしたいので、御理解をお願いいたします。

目8 諸費には、区事務費補助金、地区集会所の改築補助金など975万7,000円を計上いたしております。

次に、36ページの項2 徴税費の、目2 賦課徴収費では、町税の課税徴収事務に係る各種電算委託料など4,266万8,000円を計上いたし、個人県民税徴収取扱交付金1,178万円を充当しております。平成27年度は、固定資産税評価替えのために電算委託料が必要となることなどから対前年度より528万3,000円が増額をしています。

37ページ、項3 戸籍住民基本台帳費には、戸籍・住基ネットワークシステム保守料などに対前年度132万6,000円増の1,907万6,000円を計上しております。

主な増額要因は、番号法制度に係る個人番号カード作成、発行に要する経費によるものでございます。

項4 の選挙費では、目3 に平成27年4月に予定される知事・県議会議員選挙に対する経費、また、目7 町長・町議会議員選挙に要する経費を合わせて2,083万6,000円計上をいたしました。

項5 の統計調査費では、5年に一度行われる国勢調査による経費を、主として386万3,000円計上いたしております。

続きまして、款3 民生費は、対前年度1,898万5,000円減の9億9,212万円で、予算における構成比は28%を占めております。項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費におきましては、社会福祉協議会の補助金2,190万1,000円、消費税率の引き上げに際し、低所得者に対して措置をされる臨時福祉給付金の990万円、福祉医療費の補助金など3,354万1,000円と、国民健康保険特別会計への繰出金4,981万3,000円など、合わせて1億5,041万8,000円を、国と県の支出金を4,671万3,000円を財源の充当とし、計上しております。

次の目2 の障害福祉費には、生活介護事業費4,758万円を主とし、身体及び知的障がい者の施設入所支援費など、1億353万5,000円を計上し、国県支出金を7,494万8,000円を充当しております。

次の目3 老人福祉費におきましては、郡老人福祉施設組合の負担金2,628万円をはじめ、老人ホームの入所措置費等扶助費427万1,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金1億2,800万7,000円、介護保険の特別会計繰出金1億3,627万3,000円など、対前年度1,141万6,000円増の2億9,819万3,000円を計上し、後期高齢者保険基盤安定負担金1,868万7,000円、緑清苑の建設償還収入2,540万2,000円などを充当いたし

ておりますが、超高齢化社会に進む中、特別会計の繰出金の増加によりまして、当該科目が増加をしております。

次に、46ページにまいりまして、項2児童福祉費、目2児童措置費では、児童手当の給付費などと、中学3年生まで拡大した福祉医療費補助金を継続するべく1億5,668万円を国県支出金の1億2,299万8,000円を充当して計上をしております。

次の47ページ、目4児童福祉施設費では、町内の3園の保育所運営費として対前年度369万4,000円減の2億2,602万6,000円を計上し、保護者の負担金5,472万円などを充当しております。

減額となる主な要因は職員の退職に伴う人件費の減少でございます。

次に、49ページ、目5地域子育て支援センターの運営費では、センターの運営経費を1,310万3,000円を、国庫支出金496万8,000円などと、一般財源の810万円をもって計上をしております。

次の50ページ、目6放課後児童クラブ運営費では、放課後児童クラブの運営費の所要額として、1,751万円を、県補助金206万6,000円、利用者の負担金が276万6,000円、一般財源が1,267万8,000円を計上し運営してまいります。

次に、52ページからの款4衛生費は、対前年度2億3,373万4,000円増の6億5,707万9,000円を計上いたしております。

そのうち、項1の保健衛生費、目1保健衛生総務費では、簡易水道の特別会計への繰出金4億2,253万5,000円など対前年度2億4,129万5,000円増の4億4,654万5,000円を計上いたしております。簡易水道に係る統合整備事業は、住民のライフラインとして、生活に直結する重要な事業と位置づけをいたしており、本年度が最終事業年度となりますことから、事業を集中的に実施することにより、財政調整基金の繰入金の2億円をもって措置するものとしております。

53ページの目2予防費では、インフルエンザや肺炎球菌、水痘ワクチン等の予防接種の委託料の2,502万円など、2,707万9,000円を計上し、54ページのみ4環境衛生費におきまして、不法投棄の防止環境対策経費や、合併処理浄化槽の設置補助金及び伊勢広域環境組合負担金7,455万2,000円などを合わせまして、1億287万3,000円を計上し、うち国県支出金を1,107万2,000円を充当いたしております。

次の目5母子保健衛生事業費では、乳幼児の育児支援や妊婦の保健対策に1,012万2,000円を計上。

次の56ページのみ6の健康増進対策費にあつては、がん検診や生活習慣病の対策に1,048万2,000円を計上いたしております。

次の、項2清掃費、目1塵芥処理費では、美化センターを中心としたごみ収集処理対策費用として、4,812万1,000円を計上いたしておりますが、平成26年度には、ごみ収集用のパッカー車の購入を済ませたことなどから、対前年度1,355万2,000円

の減額をいたしています。

次に、59ページからの款5の農林水産業費ですが、対前年度1,368万2,000円の1億5,903万8,000円で、予算における構成比としては4.5%となっています。

目3農業振興費におきまして、主要産品である茶業振興のための施策、遊休農地等荒廃防止対策や農業共済事務組合の負担金などの1,697万2,000円を計上いたしております。対前年度496万6,000円の減となっております。

主な要因としましては、農業機械購入助成事業費補助金の見込み額が、前年を大きく下回っているためでございます。

61ページの目4農地費では、老朽化の著しい和井野頭首工を整備するに当たり、必要となる調査計画費用を新たに盛り込みましたことから、対前年度1,990万9,000円の増額とあって、4,160万6,000円を計上しております。

次に、63ページ、項2林業費、目2林業振興費においては、間伐や受光伐を推進するとともに、町猟友会との連携による有害鳥獣の駆除、防護柵の設置等により鳥獣被害の防止を図る費用などで4,763万9,000円を計上しています。森林環境創造事業と鳥獣害の被害防止対策に要する費用を増額したことが主要因となり、対前年度1,304万7,000円の増額となっております。

次の64ページ、目3林道事業費におきまして、当予算が骨格予算であることから、県営林道鶴ヶ坂線の開設事業にかかるものと、町管理林道の維持費だけを計上したことと、新藤越線の舗装計画が平成26年度で完了するため、対前年度の2,776万円減額の496万5,000円を計上しております。

続きまして、款6商工費では、対前年度2,247万3,000円減の2,446万5,000円を計上し、65ページの目2商工業振興費におきましては、商工会の活動補助金、春まつり実行委員会の補助金に加えて、県の南部地域活性化基金の活用事業として、玉城町・南伊勢町とともに取り組んでいる「サニード路を活用した誘客促進事業」や、三重TVを通じた情報発信事業など、所要見込み額として2,100万円を計上いたしております。

続きまして、66ページから款7土木費は、対前年度9,475万5,000円減の2億3,668万3,000円で、予算における構成比は6.7%となっております。

まず、項1土木管理費、目1土木総務費には、麻加江地内の地籍調査事業費用など、4,951万4,000円を計上しております。

次の、項2道路橋梁費、目1道路維持費では、町道の草刈りや、道路台帳の整備と、町道の適切な管理工事を進めますが、骨格予算であることから、初夏の時期以降に想定される維持修繕費用などは見送っておりますので、対前年度2,670万6,000円減の4,502万1,000円を計上しております。

次の目2町道新設改良費におきましても、骨格予算であるために、予算計上額は

減少しておりますが、町道川南線や牧戸棚橋線などの道路改良事業を進めるほか、国の交付金事業の対象としている町道の測量設計などを進めるために、7,235万円を計上しております。

この財源の中には、国庫補助金702万円、まちづくり施設等整備基金繰入金の4,000万円を充当しております。

69ページの項3河川費では、早急に護岸整備の必要がある小萩川の維持補修工事に要する経費など423万円を計上し、継続事業につきましては、後の補正予算へと計上を見送っております。

次に、項4施設管理費では、宮リバー度会パークと日の出の森の維持管理経費等として、1,716万9,000円を計上、70ページの日2山村広場施設管理費、71ページの日3バザールわたらいの施設業務管理費では、山村広場栗山とバザールの維持管理に係る経費をそれぞれ計上し、日4遊水プール鏡運営費では、プールの指定管理料など3,216万円を計上いたしております。

工事請負費につきましては、昨年度に引き続きプールサイドの改修や、不法な侵入を防ぐフェンスの整備などを行って、安全で快適なプールの運営を図ります。

次に、72ページ、項5住宅管理費におきましては、城山団地・清風団地の維持管理経費など171万5,000円を計上し、適切な管理に努めてまいります。

次の款8消防費におきましては、対前年度40万1,000円増の2億1,723万9,000円で、予算における構成比が、6.1%となります。

まず、日1非常備消防費には、消防団員155名の報酬及び活動費の所要額と退団職員の退職報償金などの1,779万9,000円を計上いたしております。平成26年度は消防の操法大会の出場当番町であったことが主な要因で、対前年度409万5,000円減額いたしております。

次の73ページ、日2消防施設費には、伊勢市消防本部庁舎整備事業に伴う負担金の増加によりまして、対前年度1,288万5,000円増の1億7,788万9,000円を計上いたしました。

なお、消火栓の新設や管理などを適切に行うために、簡易水道事業特別会計へ331万5,000円繰り出すこととしております。

次の74ページ、日3防災費におきましては、気象情報の取得や、木造住宅耐震補強補助金など減災力を高める施策とともに、炊き出しセットなどの防災備蓄品の整備を進め、合わせて役場庁舎への太陽光発電設備設置に係る設計業務委託料を計上するなどし、迅速で適格な災害時の対応を目指してはありますが、骨格予算であるために、防災行政無線の整備に要する費用の計上は控えましてのことから、対前年度797万1,000円の減となっております。

続きまして、款9の教育費におきましては、対前年度8,186万4,000円増の4億

1,016万8,000円で、予算における構成比が11.6%を占めております。

76ページ、項1教育総務費、目2事務局費では、度会郡指導主事共同設置負担金など4,336万7,000円を計上いたしております。

77ページからの項2小学校費、目1学校管理費でございますが、対前年度5,341万9,000円増額の1億6,071万6,000円を計上しております。委託料におきまして、スクールバスの運行にあたっての経費節減も検討を重ねておりますが、国土交通省による費用算定の方法が見直されたことから増額しており、またあわせて、工事費におきましても、大規模な地震発生時も児童等の安全が保持できるように、校舎の窓ガラスの飛散防止及び体育館の天井落下防止対策に要する費用を新たに計上しましたことから、全体的に大きな伸びとなっております。地震対策に要する経費につきましては、国庫補助金の1,408万3,000円と全国防災事業債の2,800万円を財源に計上しております。

次に、80ページからの項3中学校費、目1学校管理費におきましても同様に、校舎の窓ガラスの飛散防止対策費用を計上していますことから、対前年度1,601万円増の1億1,310万4,000円を計上しております。

87ページ、項5保健体育費、目3学校給食施設費におきましては、給食センターの配管設備改修に要する工事費650万円を計上した上で、工事に関連する不測の事態に対応するため、給食外注委託料として120万円を計上したことなどから、対前年度799万2,000円増の4,415万3,000円を計上しております。

88ページの11款の公債費につきましては、対前年度191万2,000円増の2億8,643万円を計上し、予算における構成比が8.1%を占めております。

なお、起債予定の地方債につきましては、8ページの第2表に、また、当該年度末における地方債の現在高の見込みに関する調書を本予算書の末尾99ページに掲載しておりますので、御高覧を賜りたいと思います。

以上をもちまして、私の所感の一端と議案第1号「平成27年度一般会計予算」の概要説明とさせていただきます。

引き続き、議案第2号からは、副町長から説明をいたしますので、よろしく、また御審議を賜りますよう、お願いいたします。

**○議長（中村 忠彦）** 暫時、休憩をいたします。

(9時56分休憩)

(10時8分再開)

**○議長（中村 忠彦）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの町長の提案理由の説明に訂正がございますので、訂正を求めます。

中村町長。

**○町長（中村 順一）** 申しわけございません。訂正をお許しを得ましたのでさせて

いただきます。

まず、お手元の予算書の18ページで見ていただきました、18ページをお願いします。私のこの提案理由の説明の中で、目4の農林水産事業費の国庫補助金、節1の美しい森林づくり基盤整備交付金と、節2の多面的機能支払い交付金を合わせて1,161万8,000円と説明させていただきましたんですけども、正しくは、1,616万8,000円で、1と6がひっくり返っているという形になると思います。節1の美しい森、森林づくりの基盤整備交付金が627万5,000円。そして、多面設備の多面的機能支払い交付金が489万3,000円でありまして、これと二つのこの事業の費用を足しますと、1,116万8,000円というのが、正しいございますので、1,161万8,000円を訂正させていただきます。了解してただけましたでしょうか。もう一度、最後に申し上げます。1,116万8,000円を計上しているというふうに訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 引き続き、縄手副町長より提案理由の説明を求めます。

縄手副町長。

○副町長（縄手 一郎） それでは、町長にかわりまして、順次、御説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議案第2号「平成27年度度会町国民健康保険特別会計予算」について、御説明を申し上げます。

度会町を含む市町村の国保は、その構造的な問題として、加入している被保険者の高齢化、医療技術の高度化に伴う医療費の増嵩、また、財政基盤においては、長く続いた景気低迷や低所得者が多いために所得水準も低いこともあり、国保税の増収は期待できず、財政運営が不安定となるリスクを抱えております。政府は社会保障と税の一体改革による社会保障の充実について、「消費税引き上げによる増収分を全額社会保障に充てる。」こととしておりますが、その中に位置づけされております「国保財政支援の拡充」や「低所得者に対する保険料軽減措置の拡充」に期待するところでございます。本年度の度会町国民健康保険会計の予算編成に当たりましては、過去数年の医療費の動向、それに受診率の推移などを勘案いたしまして、予算規模を、対前年度9,709万9,000円増の9億9,773万1,000円と定めたところでございます。

まず、歳入につきましては、款1国保税において人口減少に連動した被保険者の減少を見込み、対前年度189万7,000円減の1億9,873万7,000円を計上するとともに、保険給付費等に係る款3国庫支出金、対前年度1,261万8,000円減の1億7,155万2,000円、款5前期高齢者交付金は、概算交付金や前々年度精算金などで対前年度5,801万円増の2億5,245万5,000円を、款7共同事業交付金では、保険財政共同安

定化事業交付金の取り扱い対象額が、レセプトの2万円以上であったものが、今回1円以上からに見直されたことに伴いまして、対前年度5億4,120万円増の2億1,040万円を見込み、予算計上いたしております。

また、款9繰入金では、保険税軽減に伴う財政措置や一般会計から、関係職員にかかる人件費をはじめ、交付税措置に伴う財源支援策などを合わせて、4,981万3,000円の繰り入れを行い、給付費支払い準備基金からは1,500万円を繰り入れ措置し、合わせて6,481万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出におきましては、予算の5割を超える款2保険給付費につきまして、対前年度当初比6.8%増の5億5,881万8,000円を見込み、高額医療費に対する市町村国保間の互助事業である款7共同事業拠出金では、保険財政共同安定化事業拠出金として、対前年度6,580万円増の2億3,080万1,000円を計上したのが、主な内容でございます。

続きまして、議案第3号「平成27年度度会町簡易水道事業特別会計予算」について、御説明をいたします。

予算総額を、歳入歳出それぞれ11億4,835万5,000円、対前年度3億9,252万8,000円の大幅な増といたしております。

住民生活に直結するインフラ整備として取り組んでおります簡易水道統合整備事業も本年度が最終年となります。事業を集中的に実施することが増加の要因でございます。

主な事業の内容につきましては、前年度に引き続き浄水施設の整備と、配水池、それから電気設備の整備を行うもので、款2簡易水道費、項1簡易水道費、目3簡易水道統合整備事業費として9億6,200万円を計上いたしております。

統合整備事業のほか、款1総務費に簡易水道受水費1,274万2,000円や、統合完了後の企業会計導入に向けた水道施設・設備資産調査費799万2,000円などを計上、款2簡易水道費、目1簡易水道維持費には、日常の維持修繕費1,500万円を計上し、目2簡易水道新設改良費に注連指地域や上久具のほか、道路改良等に伴う配水管の新設改良費4,375万円を、計上いたしております。

なお、歳入の財源調整につきましては、受益者負担として水道使用料1億3,650万円を見込み、国庫補助金2億3,000万円、簡易水道事業債3億1,900万円のほか、簡易水道事業基金繰入金を2,909万8,000円を計上し、一般会計からは、人件費を含む4億2,585万円を繰り入れし、予算編成をいたした次第でございます。

続きまして、議案第4号「平成27年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、御説明を申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ55万6,000円で、その内容は、貸付金の原資となりました、町債の元利償還金を計上いたしており、歳出は、当該貸付金の償還事

務に係る事務費と町債の元利償還金でございます。

歳入につきましては、償還収入と一般会計繰入金及び前年度繰越金をもって、措置をいたしております。

続きまして、議案第5号「平成27年度度会町介護保険特別会計予算」について、御説明いたします。

本予算は、予算総額を対前年度当初比4.1%増の8億3,152万4,000円と定めたものでございます。本予算は、平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画に基づく、保険給付費見込み額を厚生労働省基準に基づき算定するとともに、介護予防事業及び包括的支援事業に要する経費を計上いたしております。

まず、歳入におきましては、第1号被保険者保険料を、対前年度1,644万4,000円増の1億6,395万円を計上したほか、国庫支出金1億3,839万1,000円、また、第2号被保険者保険料として、支払基金交付金2億1,704万3,000円、県支出金1億1,175万5,000円、一般会計からの繰入金1億3,627万3,000円、それに介護給付費準備基金繰入金358万円を計上して、歳出における保険給付費7億6,968万円、地域支援事業費3,060万3,000円及び総務費に充当をしております。

続きまして、議案第6号「平成27年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算」について、御説明をいたします。

本予算は、昭和18年度から、度会郡内の4町で共同設置している指導主事室に係る予算でございまして、学校の運営に関する指導、教員の研修などを実施する指導主事2名の人件費及び事務費を計上しております。その財源といたしましては、構成4町の負担金を充当し、歳入歳出予算の総額を対前年度45万1,000円増の2,067万8,000円といたしております。

続きまして、議案第7号「平成27年度度会町後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、高齢化の進行に伴い医療費が増大する中で、「高齢者と若年世代の負担の明確化」と合わせて、「65歳から74歳の高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整する仕組み」をもって、平成20年4月から施行され、都道府県単位に設置した広域連合によります、75歳以上の後期高齢者を被保険者とした医療保険制度でございますが、本年度予算の歳入歳出総額を1億7,697万3,000円、対前年度898万5,000円の増とし、歳入において後期高齢者医療保険料4,896万1,000円、一般会計繰入金1億2,800万7,000円をもって、歳出における事務費661万3,000円と後期高齢者医療広域連合納付金1億7,035万円に充当するものでございます。

続きまして、議案第8号「平成26年度度会町一般会計補正予算（第6号）」について、御説明をいたします。

本予算案は、まち・ひと・しごと創生法の成立に伴い創設されました「地域活性



化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、町内消費の喚起など地域活性化に向けての実効的な取組みに要する費用や、職員の退職を含む人件費の最終調整を行うとともに、各種事務・事業を精査の上、歳入歳出を調整し、総額8,508万6,000円を追加し、補正後の予算総額を39億3,595万2,000円と定めたところでございます。

まず、歳入につきましては、10ページをごらんいただきたいと思います。

款9 地方交付税で交付額の決定に伴い、普通交付税を1,525万1,000円、それに特別交付税2,675万2,000円をそれぞれ追加し、補正後の予算額を15億2,889万7,000円といたしております。

また、11ページでございますが、款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費 国庫補助金には、地域住民生活等緊急支援交付金を4,783万5,000円追加いたしております。

さらに、款19 諸収入におきましては、オータムジャンボ宝くじ収益金分配金482万1,000円を追加いたしましたのが、主な内容でございます。

次に、歳出の主たるものについて、御説明を申し上げます。

まず、14ページからでございますが、款2 総務費、項1 総務管理費では、7,783万1,000円を追加計上いたしております。目1 一般管理費に勸奨退職職員3名に係る職員退職手当組合特別負担金1,292万円を追加しております。

また、目の11には、地域住民生活等緊急支援交付金事業費を新たに創設し、プレミアム付き商品券の発行、宮リバー度会パークの魅力アップ事業、茶園等再生利用など、地域の活性化に取り組む事業費6,488万3,000円を計上いたしております。

次に、16ページ、第3 款 民生費では、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費において、国保特別会計の給付費等支払資金運用基金を拡充するため3,000万円を繰出金として計上しております。項2 児童福祉費では、3歳未満被用者補助金などの所要見込み額の精査から850万円を減額をいたしております。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目5 母子保健衛生事業費では、妊娠届の件数が、予想しておりました件数を大きく上回ったことから、妊婦健康診査委託料として80万円を追加計上いたしております。

次に、款5 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費では、国の補正予算に伴う青年就農給付金及び農業機械の整備に当たっての経営体育成事業補助金、合わせて272万1,000円を国庫支出金100%を財源といたし計上いたしております。

次に、21ページをお願いします。

款11 公債費、項1 公債費では、町債元金が不足をいたすことから77万8,000円を追加計上いたしております。

なお、予算書6ページをごらんいただきたいと思います。

予算書6ページの、「第2表 繰越明許費」に4件の事業をお願いしております。うち最下段の遊水プール鏡改修事業につきましては、12月議会におきまして、一般会計補正予算（第5号）でお認めをいただきました事業でございますが、適正な工期が確保できないことから年度を繰り越すものでございます。それと、地域住民生活等緊急支援交付金事業及び経営体育成支援事業につきましては、事業実施が平成27年度であっても、国の制度の関係上、町としての予算は平成26年度で措置する必要のあることから繰り越しとなっております。

また、社会保障・税番号法制度導入事業につきましては、国で詳細設計がまだなされていないため、システム開発を延期せざる得なくなっているため繰り越すものでございますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、議案第9号「平成26年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,540万7,000円を追加し、予算の総額を9億9,945万6,000円といたしております。

歳入におきましては、款3国庫支出金の療養給付費等負担金の変更申請などによりまして、1,118万3,000円増額し、款4療養給付費交付金は社会保険診療報酬支払基金からの変更通知を受けまして、924万7,000円を追加いたしております。款9繰入金には、一般会計から3,000万円を繰り入れ、項10前年度繰越金は3,497万7,000円を追加計上いたしております。

次に、歳出につきましては、款2保険給付費において、一般被保険者療養給付費の所要見込み額4,040万7,000円を追加し、款9の基金積立金では、給付費支払い準備基金及び支払資金運用基金に合わせて4,500万円を積み立てております。

次に、議案第10号「平成26年度度会町介護保険特別会計補正予算案（第4号）」について、御説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ207万7,000円を追加し、補正後の予算総額を8億2,423万2,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、町の監査により介護施設の不正利得が認められましたことから、款9諸収入の雑入として介護事業所不正利得返還金2,761万円を計上し、合わせて関連する国庫支出金などを減額調整したことによるものが、主な内容でございます。

また、歳出におきましては、款3基金積立金に介護給付費準備基金積立金として219万7,000円を計上いたしたことが、主な内容でございます。

続きまして、議案第11号「平成26年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ160万9,000円を追加し、補正後の予算総額を1

億6,981万1,000円と定めるものでございます。

歳出において、平成25年度の療養給付費負担金の精算などにより160万9,000円を追加計上し、一般会計から同額を繰り入れ処置を行っております。

続きまして、条例関係の説明に移らせていただきます。

議案第12号「度会町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例について」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確化するため、関連する当該条例の一部を改正等するものでございます。

続きまして、議案第13号「度会町課設置条例の一部を改正する条例について」でございますが、多様化する業務や住民ニーズに的確に対応するため、柔軟かつ機動的な行政組織として、「税務住民課」を「税務課」と「住民課」へ分割し、現在の6課2室から7課2室へ改編し、事務効率化による住民サービスの向上を図るべく、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第14号「度会町行政手続条例の一部を改正する条例について」でございますが、「行政手続法の一部を改正する法律」が、平成27年4月1日から施行されることに伴い、条例等に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続を新設すること等により、行政運営に係る公平の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利保護に資するため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第15号「度会町税条例の一部を改正する条例について」でございますが、「地方税法」で定める特例措置の課税標準の軽減の程度を、地方公共団体が条例で決定できるようにする「地域決定型地方税制特例措置」が、平成26年度地方税法の改正で償却資産である機械や設備を対象として示されたものについて、所要の整備を行うため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第16号「度会町手数料徴収条例及び度会町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が、平成27年5月29日から施行され、法律名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正されることに伴い、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第17号「度会町国民健康保険保険給付費等支払資金運用基金条

例の一部を改正する条例について」でございますが、近年の医療費の増嵩と保険財政共同安定化事業の拡充に対処し、円滑かつ効果的な保険給付費事業を行うべく、当該基金の充実を図り、国民健康保険運営の健全化に努めるため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第18号「度会町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例について」でございますが、三重県が「災害に強い森林づくり」、「県民全体で森林を支える社会づくり」を基本方針に、平成26年4月1日から導入いたしました「みえ森と緑の県民税」について、当町においてもこの基本方針に沿って、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し事業に取り組んでいるところでございますが、今後、当交付金をさらに有効的かつ適切に活用できるよう基金を創設するため、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第19号「度会町いじめ問題対策連絡協議会条例について」でございます。

「いじめ防止対策推進法」が、平成25年6月28日に公布されたことに伴い、「度会町いじめ防止基本方針」が制定され、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携が図れるよう、同法第14条第1項に基づき「度会町いじめ問題対策連絡協議会」を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第20号「度会町いじめ対策審議会条例について」でございます。

「いじめ防止対策推進法」が、平成25年6月28日に公布されたことに伴い、「度会町いじめ防止基本方針」が制定され、専門的知識を有する者、学識経験者等の参画を得て、いじめ防止の対策を実効的に行えるよう、同法第14条第3項に基づく付属機関として「度会町いじめ対策審議会」を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第21号「度会町いじめ調査委員会条例について」でございますが、「いじめ防止対策推進法」が、平成25年6月28日に公布されたことに伴い、「度会町いじめ防止基本方針」が制定され、重大事態の対処、または当該重大事態と同種の事態の発生の防止を目的に、同法第30条第2項に基づき「度会町いじめ調査委員会」を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第22号「度会町保育条例の一部を改正する条例について」でございますが、「児童福祉法」の一部改正及び「子ども・子育て支援法」が平成27年4月1日に施行されることに伴い、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第23号「度会町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

「第6期度会町介護保険事業計画」の策定及び「介護保険法施行令」の改正等に

に伴い、平成27年度から平成29年度の保険料率を定めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、その円滑な実施の体制づくり等に一定期間を要することから、実施の猶予を規定するため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第24号「度会町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が、平成27年1月16日に公布され、「国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、条例委任されている関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第25号「度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が平成27年1月16日に公布され、「国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことに伴い、条例委任されている関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第26号「度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、町の乳幼児健診において臨床心理士に心理判定士として発達相談支援を依頼しておりますが、近隣で有資格者を確保するのが大変難しい状況にございます。そういった状況から近隣市町の状況も勘案し、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第27号「度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について」でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」の施行に伴う「介護保険法」の改正により、従来、厚生労働省令等で定められていた包括的支援事業を実施するために必要な基準について、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第28号「度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について」でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」の施行に伴う「介護保険法」の改正により、従来、厚生労働省令等で定めていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準について、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第29号「伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について」でありますが、伊勢市との間において締結した「定住自立圏形成協定」の一部を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第30号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でありますが、人権擁護委員として、度会町立岡421番地1 竹内喜文氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上をもちまして、提出議案の概要説明とさせていただきます。予算案、条例案等の詳細につきましては、追って開催されます各委員会におきまして、それぞれ担当課から御説明を申し上げますので、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

暫時、休憩をいたします。

(10時48分休憩)

(10時57分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの副町長の提案理由の説明に訂正がございますので、訂正を求めます。

縄手副町長。

○副町長（縄手 一郎） それでは失礼いたします。

先ほど提案説明におきまして、修正箇所がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、議案第2号の「平成27年度度会町国民健康保険特別会計予算」の11ページをごらんいただきたいと思ひます。

11ページの中ほどに、款7共同事業交付金、項1共同事業交付金の目2のところでございますが、保険財政共同安定化事業交付金、このところで5,412万円であるところを、5億4,120万円と申し上げましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

それから、もう一点でございますが、これは言葉の誤りでございまして、議案第6号「平成27年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算案」の提案説明の中で、昭和18年度からと申し上げましたんですが、平成18年度からの誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 以上をもちまして、提案理由の説明の訂正を終わります。

◎質疑（議案第1号～議案第30号）

日程第6 これより議案に対する質疑を行います。

議案第1号「平成27年度度会町一般会計予算」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

中森議員。

○9番（中森 慰） 65ページの款6、項1商工費の目2商工業振興費の節19の補助金の中に、今回新しく6次産業化補助金というのが載っておりますけど、これについて、もう少し詳しく御説明いただけませんか。

○議長（中村 忠彦） 八木産業振興課長。

○産業振興課長（八木 一夫） ただいまの中森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

商工費の目2商工業振興費、節19の負補交に設定をしました6次産業化補助金20万円につきましては、味工房わたらいさんの取り組み、鹿肉を利用した食品の生産加工販売の支援ということで、設定をさせていただきました。

6次産業化という名目につきましては、本来、みずから生産し、加工し、販売するというのが本来の定義ではないかと思っておりますけども、その支援ということの中で、20万円を企業支援的な意味合いということで新たに設定したものでございます。

○議長（中村 忠彦） ほかにございませんか。

芝山議員。

○8番（芝山 延男） 32ページで、新電力のESP業務委託料と、この電力の買い取りですか。中電から新電電へ移行されるということで説明を受けたんですけども、こんな中で、新電力のESP業務委託料というのは、どのような、ほかにも出てくるんですけども、業務委託料は出ているんですけども、これはどのよう、中電で購入していたときは、こういうものが必要だったのかどうか。

それと、デマンド監視業務委託料も一緒に載っておりますけど、このことをちょっと説明をお願いします。

○議長（中村 忠彦） 総務課長。

○総務課長（西岡 一義） 芝山議員さんの質問にお答えをします。

32ページの新電力ESPでございますが、エネルギーサービスプロバイダーとの契約ということでございます。少し説明を、以前にさせていただいたことがあるんですが、需要者、私たち、度会町と電力を提供をしてもらいます新電力との窓口になるというか、単独では値引きも少なくてもメリットがございませんので、インターネットのプロバイダーのような形のエネルギーバージョンになるんかと思っておりますが、

エネルギーサービスプロバイダーとの契約を行いまして、単価の契約を有利に行うために契約をするものでございます。

合わせまして、その上段にあります電力デマンド監視業務委託料につきましては、平成26年度、今年度も既に説明をさせていただいておりますが、電力、今は、デマンドによりまして基本料金が設定をされております。30分間の電力需要が大幅に上がることによって、基本料金がかなり上がってまいりますので、電力需要を予測して警報を鳴らして、私たちが使用する電力を少なくしていくというような装置を、もう26年度から既に導入をさせていただいております。役場庁舎におきまして、導入した費用でございます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） デマンド業務委託料、これは瞬間的な、今、説明がありましたけど、30分の中で一番高い電力を使用したらカットされる。これは自動的にカットされるのか。手動でクーラーとか、そういうものを停止するとか、どういう方法でやっているんですか。

○議長（中村 忠彦） 西岡総務課長。

○総務課長（西岡 一義） お答えをしたいと思います。

30分間の電気の需用量を予測をする機械でございまして、事前にブザー等の警報が鳴ります。それを聞いた私たちがエアコンの温度の設定を変えることによりまして、電力需要を下げます。あるいは、空調をとめたりして電力需要を下げます。警報の装置でございます。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） それを総務課が管理しているのか、どこが管理しているのかわかりませんが、警報が鳴っても誰か気づかずに、そのまま運転するということは可能ですか。

○議長（中村 忠彦） 西岡総務課長。

○総務課長（西岡 一義） 機械につきましては、総務課に設置をしておりますので、総務課の職員がいない折でも、2階のフロアには職員がおりますので、気づいた職員がエアコンの温度調整をするということで、申し合わせはさせていただいております。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） ちょっとくどいことにはなりますが、昨年の夏、導入後、この警報装置というか、予測、外気温とか、そういうので予測をされて警報を出すと思うんですけども、何回ぐらいそういう事態が起きましたか。

○議長（中村 忠彦） 西岡総務課長。



○総務課長（西岡 一義） 私の記憶の中では、3回か、4回ほどだったかと思えます。その折にも、2階にありますが1階のフロアのエアコンの温度の設定、あるいは、3階の議会事務局さんの温度設定を変えていただきまして、ピーク量を下げたということがございました。

○議長（中村 忠彦） よろしいですか。

ほかに、質疑ございませんか。

木本議員。

○6番（木本タエ子） 74ページ、款8の消防費と、目3の防災費の節11の需用費なんですけども、備蓄品に関して275万1,000円の予算が立ててありますけど、これの詳細、大体わかりましたらお願いします。

○議長（中村 忠彦） 中川防災担当課長。

○総務課防災担当課長（中川美知彦） それでは、木本議員の質問にお答えさせていただきます。

これは、トイレ処理剤とパーティションルームを県の補助金、地域経済力推進補助金を活用しまして購入するものであります。

○議長（中村 忠彦） 木本議員。

○6番（木本タエ子） 新たに、備蓄品の補足とか、そういう内容ではないんですね。

○議長（中村 忠彦） 中川課長。

○総務課防災担当課長（中川美知彦） これまで、今年度も購入したんですが、防火資機材とか、アルファ米、パーティションプライベートを、順次、購入していくということとなっております。

○議長（中村 忠彦） ほかに、質疑ございませんか。

登議員。

○3番（登 喜三雄） 1点だけ、お教えいただきたいと思えます。

34ページでございます。町長さんの提案説明によりますと、なお、川口から役場までを結ぶ町営バスの運行経費については、国の交付金を充当すべく、別途計上することといたしたいので、御理解を願いますという御説明をいただきました。これは、別途どこかに計上されているのか。これから、そういう制度に基づいて計上しようとするのか。その点についてだけお伺いをいたします。

○議長（中村 忠彦） 西岡総務課長。

○総務課長（西岡 一義） 御説明をさせていただきます。

町長の提案説明で別途ということをお話をさせていただいております。

その予算につきましては、後ほど、お話しいただきます議案第8号の平成26年度会町一般会計補正予算（第6号）の国の交付金を活用するために、歳出の15ページ、総務費総務管理費、地域住民生活の緊急支援交付金事業の中の委託料のところ

で計上させていただきまして、国の交付金の活用をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） といわれますと、これは平成27年度については繰り越しで対応すると理解してよろしいんですか。

○議長（中村 忠彦） 西岡総務課長。

○総務課長（西岡 一義） 議案第8号の第2表の繰越明許費のところ、全額繰り越しということとさせていただきたいと考えております。

○議長（中村 忠彦） ほかに、質疑ございませんか。

芝山議員。

○8番（芝山 延男） 60ページの農業費、節の需用費、節11の需用費なんですけども、改善センターで10万5,000円と挙げていただいているんですけども、この改善センターと、ただ書いてあるだけで、これはどのような経費、光熱費に当たるのか。どのような経費、答弁をお願いします。

○議長（中村 忠彦） 担当課長。

○産業振興課長（八木 一夫） 改善センターにつきましては、産業課の所管になっておりますので、需用費37万2,000円のうち改善センター10万5,000円の内訳でございますけども、LPガス等光熱水費、また一部修繕ということで需用費の科目として計上すべきものを計上して、10万5,000円を改善センターで計上いたしております。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 私は、なぜこれを質疑したかということ、中之郷改善センターです。わたらい工房さんが使っていただいておりますと、無償で使っていただいておりますということで、随分、ガス水道、要するに光熱費ですね、これが随分かかっているんじゃないかな。そういう感情を持って、改善センターで10万5,000円、これで足りるんだろうかと、改善センター、麻加江のほうも改善センターありますけども、これは、どのような麻加江も含めての光熱費ですか。

ちなみに、昨年度の改善センターの光熱水費がわかれば、月々というか。5月から12月でも結構ですけども、どれぐらいかかったのか。それに基づいて10万5,000円ということも光熱費を試算されたのか。そのところをお伺いいたします。

○議長（中村 忠彦） 八木課長。

○産業振興課長（八木 一夫） 予算の要求に当たりましては、今年度の実績、予算要求段階での4月からその月までの実績を月平均を積算しまして、それ掛ける12カ

月ということで担当から積算を出し、要求をさせていただいております。

それで、御指摘の部分で、詳細につきましては、別途委員会のほうで資料を提示し、説明させていただきたいと思っておりますけれども、1点関連ということでお示しをさせていただくとしますと、予算書26ページをお開きいただきたいと思います。

予算書26ページの款19諸収入、項3雑入のところの節10で商工費雑入ということで、今年度におきましては、委員からの前回の御指摘もいただいたことも含めまして、改善センター施設賃料等収入ということで、一定の使用に応じた基本賃料と、それから光熱水費等の日費相当分については受け入れる、求めるということで予算計上いたしておりますことを、添えさせていただきます。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） そうすると、一定の収入、改善センターのこれはわたらい工房さんからの収入というか、考えてよろしいんですか。

それと、契約というか。3月31日をもって契約でよろしいのかな。使用を認めるということなんですけれども、3月31日以降も、これをずっと認める考えかどうか。答弁をお願いします。

○議長（中村 忠彦） 八木産業振興課長。

○産業振興課長（八木 一夫） 今、御指摘のとおり、この20万7,000円につきましては、味工房わたらいさんの使用に相当するものとして計上いたしております。使用許可につきましては、議会終了後、年度末までに相手方に申請書の提出を求めます。その後、町執行部とともに協議をさせていただき、使用許可等の判断をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） よろしいですか。

ほかに、質疑ございませんか。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 教育費で86ページ、節の13委託料、これはグラウンド管理委託料なんですけれども、グラウンド管理というのは小・中学校のグラウンド管理の委託料55万5,000円なんですけれども、これはどのような方法というか、委託をして、どのように管理をされるのか。ちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（中村 忠彦） 中西教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中西 力） それでは、芝山議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

グラウンド管理委託料につきましては、中川体育館、中川グラウンド、小川郷体育館、一之瀬体育館等につきまして、管理人の方に委託しております、それに伴

います委託料との算定となっております。中川体育館でいきますと、1,100円の16回の12カ月、また中川グラウンドにつきましては、1,100円の年36回分、小川郷体育館につきましては、1,100円の19回、月19回で12カ月分、また一之瀬体育館につきましても1,100円の月4回の12カ月分というような算定で、この金額を算定させていただきました。55万5,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） グラウンド管理委託料と書いてあるんですけども、今の答弁、説明では、体育館の管理委託料というか。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員、グラウンドも含めたということで、御理解いただいたら結構かと思えます。体育館とグラウンドと。

○8番（芝山 延男） グラウンドはよろしいんですけども、管理ということは、除草作業とか、そういうのをされる。グラウンドやったら除草作業とか、そういうのはされるのかどうか。それをどれだけ、答弁をお願いします。

○議長（中村 忠彦） 中西局長。

○教育委員会事務局長（中西 力） 芝山議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

これにつきましては、管理人からの学校開放とか、社会体育施設の開放に関して、利用者の開け閉めということで、除草とか、そういう管理委託料のことではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（中村 忠彦） ほかにございませんか。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号「平成27年度度会町国民健康保険特別会計予算」、議案第3号「平成27年度度会町簡易水道事業特別会計予算」、議案第4号「平成27年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第2号、議案第3号及び議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第5号「平成27年度度会町介護保険特別会計予算」、議案第6号「平成27年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算」、議案第7号「平成

27年度度会町後期高齢者医療特別会計予算」の3議案に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第5号、議案第6号及び議案第7号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第8号「平成26年度度会町一般会計補正予算(第6号)」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登議員。

○3番(登 喜三雄) 議案書14ページから15ページにかけて、地域住民生活等緊急支援交付金事業に関連して、御質問をさせていただきます。

これは、国の示します地方創生事業関連の予算だと思います。極々短い期間によくぞ提案をしていただいたものと、感謝を申し上げます。

私たち議会の議員のほうにも、議長を通じまして担当大臣のメッセージやら、内閣府の職員が都道府県の職員の説明会のDVDの資料等をいただいております。この中で、大臣のメッセージ、また内閣府の職員の説明の言葉といたしまして、この事業は、今までの地方再生事業とか、地方創生事業とかに取ってかわる新しい制度なんだと、と申しますのは、一つはPDCAサイクルのシステムを導入して、いわゆるプラン・ドゥ、それからチェック、それからアクションというサイクルを回しながらよきものに仕上げていくんだというようなことは再三再四、説明をされております。

それで、お尋ねをいたします。

このPDCAサイクルの特にCとAの項目、チェックとアクションにつきまして、度会町ではどのような考え方で臨もうとされているのかについて、お尋ねをしたいと思います。

なお、国の示します資料によりますと、また調整室からの説明によりますと、我々地方議会におきましても、そのプランから実行、また検証に至る段階におきまして、十分な審議が必要だというふうに説明をいただいております。議会の関与も含めまして、特に、CとAの項目につきまして、どのような考え方を持たれているのか、お尋ねをいたします。

○議長(中村 忠彦) 中井政策室長。

○政策調整室長(中井 宏明) ただいまの登議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

御質問の地方版総合戦略の策定に当たりましてのPDCAサイクルにおける検証後に関しましては、現在のところ、国や県から明確な時期であったり、また具体的

な仕様などは示されていない現状でございますけれども、また、検証体制等につきましては、県内のほとんどの市町が検討調整中の状況でございます。そのような中、度会町といたしましても、取り組みの方針や、また動向を見据えた上で、内部の調整を図り、極力早期に具体的な体制であったり、また、プロセス等を定めまして取り組んでいきたいと考えております。

このような状況から、現時点でも想定を含めたお答えとなってしまいますけれども、まず、このP D C Aサイクルにつきましては、御承知のとおり、プラン・ドゥ・チェック・アクション、いわゆる計画、実施、評価、改善の四つの視点のプロセスを、不断のサイクルで継続的な改善を推進するというマネジメント仕様でございます。このたびのまち・ひと・しごと創生の取り組みに当たりましては、住民の皆さんはもとより、産官学金労言といわれます産業界や金融機関など、幅広い関係機関の参画と協力が重要とされておりますことから、これら迎える組織の皆様方によります、組織に対しましては、戦略案の審議であったり、また、検討を求めるとともに、妥当性とか、また客観性を担保するための効果検証等につきましてもお願いをする流れを想定をしております。この地方創生の位置づけにつきましては、国指導の施策ではございますけれども、本町といたしましても、町の課題と、掲げた目標に同調しますことから、まずは、効果的な総合戦略を来年度中に策定をいたしまして、また、着実に実施していくとともに、設定を求められております数値目標であったり、また、K P Iをもとに実施しました施策の効果を検証いたしまして、必要に応じまして早急戦略を改定するという、5カ年の年度ごとのしっかりとしたプロセスを確立することで、度会町の人口減少問題の克服であったり、また地方創生の実現につなげたいと考えております。

なお、また先ほど来、御意見ございましたけれども、この取り組みに関しましては、先日の議員懇談会の場でもお伝えしましたとおり、町議会の皆様方につきましては、御支援をいただきながら一体となって推進ができればと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

担当からの現時点での回答になりますが、以上となっております。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

優等生の答弁をいただきました。今もお話しいただきましたように、短い期間での策定、大変御苦労さまでございました。

ただ、5年間の計画を立てながら、改定をしながらよきものに、よき事業を展開していこうという考え方だと思います。ということは、すなわち平成26年度の補正予算で計上していただきました、この事業につきましては、町長さんがつねづね言

われております職員の皆さん方の創意と工夫でもって策定されたものと、私は理解をいたします。ですから、国が求めますのは、産官学、何や金何やらというように住民の皆さんを取り込みながら、よきものに仕上げているという考え方だと思いますので、今後の対応につきまして、よろしく願いをいたしまして終わります。

○議長（中村 忠彦） ほかに質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第8号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第9号「平成26年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第10号「平成26年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）」、議案第11号「平成26年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第9号、議案第10号及び議案第11号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第12号「度会町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例について」、議案第13号「度会町課設置条例の一部を改正する条例について」、議案第14号「度会町行政手続条例の一部を改正する条例について」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第12号、議案第13号及び議案第14号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第15号「度会町税条例の一部を改正する条例について」、議案第16号「度会町手数料徴収条例及び度会町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」、議案第17号「度会町国民健康保険保険給付費等支払資金運用基金条例の一部を改正する条例について」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第15号、議案第16号及び議案第17号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第18号「度会町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例につい

て」、議案第19号「度会町いじめ問題対策連絡協議会条例について」、議案第20号「度会町いじめ対策審議会条例について」、議案第21号「度会町いじめ調査委員会条例について」の4議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登議員。

**○3番（登 喜三雄）** それでは、1点、議案第18号について、質問をさせていただきます。

質問は二つございます。

一つは、この新しい基金条例を設けられまして、今後、この基金の活用を、具体的にはどのような活用を目指されるのかについて、お尋ねをいたします。

それから、2点目につきましては、今回提案されました当初予算を拝見させていただきますと、県からは644万6,000円が交付されまして、200万円を新たにこの基金条例で積み立てられる予算となっております。差し引き440万円余りにつきまして、森林づくり、森づくり等に充当されるものと思っております。今後も、200万円程度を毎年度積み立てられていくのか。その2点につきまして、お尋ねをいたします。

**○議長（中村 忠彦）** 八木産業振興課長。

**○産業振興課長（八木 一夫）** 登議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第18号の提案理由にも書いてございますとおり、このみえ森と緑の県民税につきましては、二つの基本方針と、それに則した五つの施策ということの柱立てになってございます。いわゆる提案理由に書いてございますように、災害に強い森林づくりというのと、県民全体で森林を支える社会づくり、その中で、災害に強い森林づくりの中では土砂や流木を、流れの木ですね、流木を出さない森づくりであるとか、住民に身近な森づくりに、また支える社会づくりの中で森を育む人づくりや、木の香る空間づくり、地域の身近な水と緑の環境づくりというような名目になっておりまして、そのような県の税を創設したと同様、目的をこの条例の第1条の設置のところに掲げましてつくっております。県が県民という文言を、町としては町民全体ということで、その県民と町民を入れかえて、ここに第1条の目的に設定しております。

そこで、この条例をつくることによって、今後具体的なという、質問の1点目ですけれども、今後具体的な施策ということでは、先ほど申し上げましたとおり、二つの基本方針と三つの、それに則した三つの施策に沿ったものを、我々知恵を出しながら、なかなか県のパンフレットを、ちょうど手持ちしておるんですけれども、その中には、市町の事業については、まさに、市町が地域の実情に応じて創意工夫した二つの方針と、五つの施策に沿ってやりなさいとあるんですけれども、知恵を出すん



ですけども、なかなかハードルが高いといえますか、そういうようなことが往々にしてありまして、具体的な施策として検討を加えながら進めてまいりたいと思います。

今年度は、地域の身近な緑の環境づくりということで、宮リバー度会パークの芝生張りでありますとか、土砂や流木を出さない森づくりということで、小萩地内の治山の土砂撤去という形で充当するという形で計上したと思いますけれども、そのうち小萩地内については、充実にそぐわないというような方向性の御意見も、つい最近になって最終的に出てまいったような状況もございまして、今後、基金を積み増しながら具体的な施策を考えてまいりたいと思います。担当レベルの発想ではございますけれども、先の議会での御質問にもありましたナカノゴウシャクシの町有林を利用した森林公園づくりでございますとか、林業後継者対策的な手短な林業研修の講義でありますとか、何か大きな施設ができた場合の樹木の植栽について、住民総出の植樹祭というような形で緑化思想を挙げていくとか、そのような形が描けないものかというふうな担当レベルでの想定はしておるところでございます。

それから、二つ目の質問では、本年度644万6,000円の交付に対して、平成27年度の交付に対して、200万円を基金へということでございますけれども、そのほか現在、予算計上をし、構想として持っておりますのは、注連指の獅子ヶ岳登山道が荒廃しておりますので、その登山道の修復に充当する。また、宮リバーの芝生公園の中に木製ベンチ、ベンチが比較的少のうございますので、木製ベンチを設置して、身近な水と森の環境づくりの方向に役立てていきたいというふうな形で考えております。

毎年、交付されます金額につきまして、平成27年度は200万円ということで、積み増しをするところですがけれども、先ほど申し上げました構想的なもののある程度見据えながら、例えばシャクシですと、林道の進捗、その場所への到達年月、その辺との勘案をし、今後、構想を固めながら必要な事業費に対して、目標設定していくと、そのような形で計画的に基金造成をしてまいればと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

少しイレギュラーな話になるかもわかりませんが、この基金の活用につきまして、従前から同僚議員からもお話も出ております。林道の維持管理に大変苦悩しているんだというようなお話もございます。

また、私も一度、一般質問でお話をさせていただいたんですけれども、民有林自体が、なかなか財産管理として管理していくのが、非常に難しい時代を迎えていると、場合によっては、水源林を中心にした民有林の公有林化についても御検討をいただきたいというようなお話もさせていただきました。県のハードルもあろうかと

思いますけれども、ぜひ、前向きに林道の維持管理、また民有林の公有林化につきましても御検討をいただきたいと思います。ありがとうございます。終わります。

○議長（中村 忠彦） ほかに、質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第18号及び議案第19号、議案第20号及び議案第21号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第22号「度会町保育条例の一部を改正する条例について」、議案第23号「度会町介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第24号「度会町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第25号「度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について」の4議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第22号、議案第23号、議案第24号及び議案第25号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第26号「度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第27号「度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について」、議案第28号「度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について」、議案第29号「伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について」の4議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第29号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第30号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、本議案につきましては人事案件でございますので、質疑を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は質疑を省略いたします。

◎常任委員会付託(議案第1号～議案第29号)

日程第7 ただいま議題となっています、議案第1号から議案第29号については、お手元に配付いたしております、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎採決(議案第30号)

日程第8 お諮りをいたします。

議案第30号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、本議案は人事案件でございますので、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

議案第30号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」に対し、原案に同意する方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成多数であります。

よって、議案第30号は、本案に同意することに決定いたしました。

◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

(11時46分)